

2022年12月21日
東海旅客鉄道株式会社

障がい者割引が適用されるお客さま向けの 新たなICカードのサービス開始について

交通系ICカード「TOICA」において、2024年春を目途に障がい者割引が適用されるお客さま向けの新たなICカードサービスを開始します。

今後も、「TOICA」の利便性およびサービス向上に努めていきます。

1. サービス開始時期

- ・2024年春（予定）

2. サービス対象

- ・第1種身体障害者または第1種知的障害者の大人のお客さま（第2種身体障害者および第2種知的障害者のお客さまはサービス対象外です。）と、その方を介護する任意の1名のお客さま。

3. カードの発売方法

（1）発売箇所

TOICAエリア内の係員のいるきっぷうりば

（2）発売時の確認

障がい者割引が適用されるお客さま向けICカード（以下「障がい者用ICカード」という）をお求めの際、本サービスの対象であることを確認するため、障害者手帳などを発売窓口にてご呈示いただきます。

（3）発売条件

本人用と介護者用を同時にお求めいただきます。別々にお求めいただくことはできません。また、本カードは障がい者1名さまに対してTOICA2枚1組（本人用、介護者用）限りとなり、複数お持ちいただくことはできません。

（4）有効期限

カードの有効期限は、お求めいただいた日から1年間です。

なお、更新時に窓口で障害者手帳などをご呈示いただき、サービス対象であることが確認できた場合には1年間有効期間を延長します。

4. ご利用方法

(1) ご利用条件

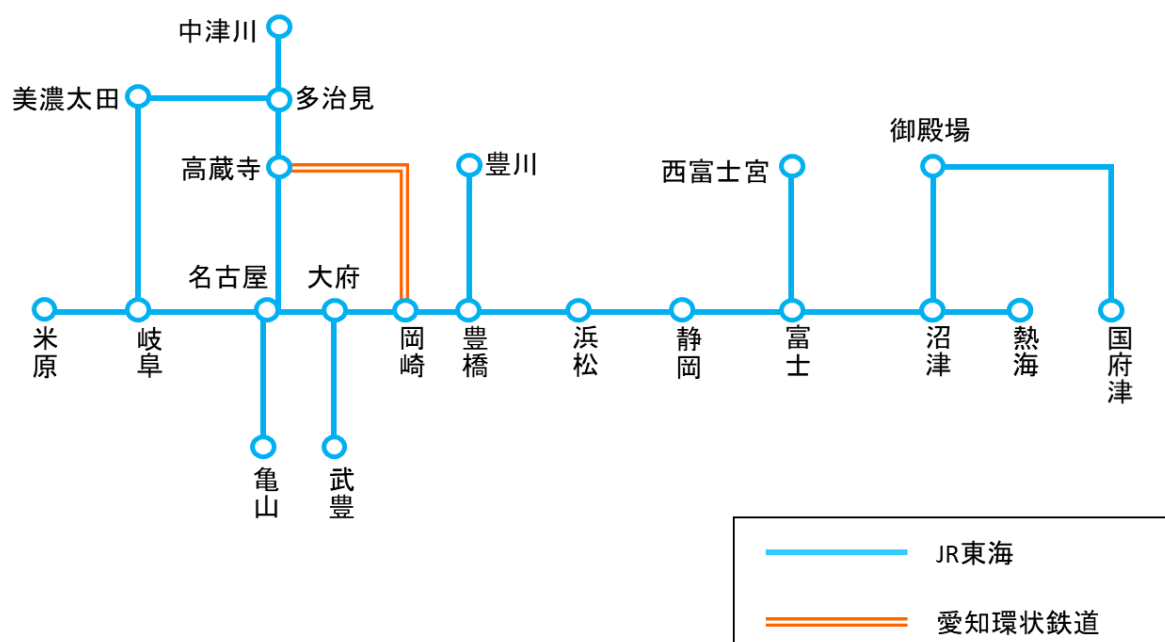
障がい者用 ICカードは本人用・介護者用を同時かつ同一行程で乗車される場合に、自動改札機にて割引運賃でご利用いただけます。本人用・介護者用を別々または単独でご利用いただくことはできません。また、ご利用の際は、障害者手帳などの携行をお願いします。

※適切なご利用方法についてご案内などを行うため、ご利用状況の確認を実施します。

※障がい者用 ICカードを、障がい者用の定期乗車券としてご利用いただくこともできます。

(2) 利用可能エリア

下図 TOICA エリア内でお使いいただけます。



5. その他

- ・記載事項を含めサービスの詳細は現在検討中です。決まり次第ホームページ等でお知らせします。